

長岡市告示 192号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和7年3月31日

長岡市長 磯田達伸

- 1 供用及び処理の開始年月日
令和7年3月31日
- 2 下水の排除及び処理をすべき区域
 - (1) ニュータウン処理分区
河根川町の一部
 - (2) 上川西第二処理分区
槇山町の一部
 - (3) 日越処理分区
宝地町の一部
- 3 下水の排除及び処理をすべき区域の図
別紙図面のとおり
- 4 分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
長岡市上柳町字下の島257番地3
信濃川下流流域下水道長岡浄化センター